

平成28年6月9日

公益社団法人広島県バス協会 御中

広島労働局長



外国人労働者の適正な雇用管理等に係る周知について

当局の業務運営については、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、政府全体として毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付けており、厚生労働省においても、当該月間に事業主等を始め広く国民一般に対して外国人労働者問題についての啓発活動を行っているところです。

昨年10月末には広島県内で外国人を雇用する事業所は3,113事業所、外国人労働者数は20,408人と外国人雇用状況の届出が義務化された平成20年から5割の増加となり、過去最高となっております。

しかしながら、依然として日系人等の定住外国人を中心として、派遣及び請負の就労形態が多く不安定な状況にあること、事業主の認識不足等による社会保険の未加入など適正な労働条件が確保されていない事例が見られるところです。

加えて、技能実習生を含めた外国人労働者については、法定労働条件を確保する上での問題が多く見られることから、適正な雇用・労働条件の確保が求められています。

このため、厚生労働省では「外国人雇用はルールを守って適正に～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です！～」を当該月間の標語とし、ポスターの掲示、パンフレットの配布、各種会合における説明等、外国人を雇用する上での基本ルールの遵守について周知及び啓発を集中的に行っております。

つきましては、貴団体におかれましても現状を御理解いただき、傘下各企業等に対して就労する外国人労働者の雇用管理の改善や再就職を促進するための取組みの周知等について、特段の御配慮をいただきますようお願ひいたします。

